

平成 2 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 9 号

函館市道路占用料徴収条例の一部改正について

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

函館市道路占用料徴収条例（昭和 4 5 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 4 号」に、

「

| | | | |
|-----|-----------|---------------|----------|
| アーチ | 車道を横断するもの | 1 基につき 1 月 | 2, 0 0 0 |
| | その他のもの | | 1, 0 0 0 |

を

「

| | | | |
|---------------------|-----------|----------------------------|----------------------|
| アーチ | 車道を横断するもの | 1 基につき 1 月 | 2, 0 0 0 |
| | その他のもの | | 1, 0 0 0 |
| 政令第 7 条第 2 号に掲げる工作物 | | 占用面積 1 平方メートルにつき 1 年 | 1, 0 0 0 |
| 政令第 7 条第 3 号に掲げる施設 | | | A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額 |

に、

「同条第 3 号」を「同条第 5 号」に、「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 6 号」に、「同条第 5 号」を「同条第 7 号」に、「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 8 号」に、「第 7 条第 7 号」を「第 7 条第 9 号」に、「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 1 0 号」に、「第 7 条第 9 号」を「第 7 条第 1 1 号」に、「第 7 条第 1 0 号」を「第 7 条第 1 2 号」に、「第 7 条第 1 1 号」

を「第7条第13号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提案理由)

太陽光発電設備および風力発電設備ならびに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設に係る占用料の額を定め、ならびに道路法施行令の一部改正に伴い規定を整備するため